

次世代 IT 労務月報

2024 年
12 月号
NO.28

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆健康保険証とマイナンバーカードの一体化について
- ◆労務 Q&A (その 1、その 2)
- ◆安全衛生特集⑪ (救急箱の設置について)

● 健康保険証とマイナンバーカードの一体化について

2024 年 12 月 2 日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日廃止されますが、発行済みの健康保険証の取り扱いに関しましては、退職等で資格喪失にならない限り令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。

マイナ保険証で受診するメリットは下記の 7 点ございます。

- ★特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ★薬の情報は医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少します。
- ★旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- ★医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ★就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ★高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- ★マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



<マイナ保険証利用のための 3 つのステップ>

- ① マイナンバーカードを申請・作成する
- ② マイナ保険証利用を申請・登録する (以下 3 つの申請方法)
 - A 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
 - B マイナポータル (政府運営のオンラインサービス) で行う
 - C セブン銀行 ATM から行う
- ③ 医療機関・薬局でマイナ保険証を用いて受付をする



<マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法>

- 資格確認書の提示により、これまで通り保険診療を受けることができます。
【新規加入者】資格確認書は令和 6 年 12 月 2 日以降、資格取得届得等による本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行されます。
【既存加入者】令和 7 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに発行されます。

● 労務 Q&A その1 (マイナンバーの提供について)

Q 勤務先からマイナンバーの提供を求められました。重要な個人情報ですが勤務先に提供する義務はありますか？



A **社会保障・税に関する手続き書類**にてマイナンバーの記載は、**法令で定められた事業主の義務**であるため、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができます。事業主から法律に基づく正当なマイナンバーの提供の求めがあった場合にはこれに応じていただくよう御理解ください。

<正当なマイナンバーの提供例>

年末調整、確定申告、雇用保険の加入・喪失、社会保険の加入・喪失等

● 労務 Q&A その2 (振替休日と代休について)

Q 振替休日と代休の違いを教えてください。

A 「振替休日」とは、**あらかじめ**休日と定められていた日を労働日とし、他の労働日を休日とすることを言います。従って、元々の休日に労働させた日については「休日労働」とはならず、**休日労働に対する割増賃金の支払義務も発生しません**。一方、「代休」とは、休日労働が行われた場合に**以後の**特定の労働日を休みとするものであって休日を振り替えたことになりません。従って、**休日労働分の割増賃金を支払う必要があります**。

振替休日をする場合は、事前に労働者全員に「**振替休日指定書**」の通知等により周知することが必要です。なお、会社保管用として**労働者全員の署名**も効果的です。



振替休日指定書の項目	記載例
休日から出勤日となる日	11/16 (土)
出勤日から休日となる日	11/22 (金)
振替休日の取扱い及び注意事項	振替休日と代休とは異なるものです・・・(振替休日と代休の意味を上記の通り詳細に記入)・・・ なお、正当な理由なく振替後の出勤日に勤務しないときは、欠勤として扱います。

● 安全衛生特集⑪ (救急箱の設置について)

労働安全衛生規則には**救急箱の設置に関する規定**が定められております。救急箱は『**重大な怪我をする恐れがあり、なおかつ怪我をした時にすぐに処置ができない場所で行動する際にあらかじめ用意、携行しておくべきもの**』であり、もしもの時のための重要な役目をもちます。

まず、**救急箱の管理責任者**を定め、常備する場合は救急箱の中身の**品名、試用期限、説明書、使用日時及び個数等の記録簿**をつくりましょう。どなたでも使用できるように**外国人労働者がいる場合は母国語も必要**です。

<その他の注意事項 >

- 救急箱の中身は、年に1度は点検し、期限切れは新しいものに交換しましょう。
- 救急箱は、子供の手の届かない場所に保管しましょう。
- 薬は必ず添付されている説明書を読んでから使用しましょう。
- 使用期限の書いてある箱と添付文書は、薬と一緒に保管しましょう。

